

報 告 第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年2月22日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

和解及び損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 1 号

和解及び損害賠償の額の決定について

樋門に係る事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成28年1月27日

新居浜市長 石川 勝行

1 和解の相手方 （省 略）

2 事故の概要

平成27年8月6日午前0時30分頃から午前4時30分頃（満潮時刻は午前2時41分）にかけて、宇高松の端樋門（八幡二丁目1516番5地先に所在）から海水が逆流したため、遊水池の水位が上昇し、（省 略）の農地に海水が流入し、当該農地の農作物（水稻）に被害が生じた。

3 和解の内容

- （1）新居浜市は、相手方に対し、被害のあった農作物（水稻）に係る損害賠償債務として、金65万2,107円の支払義務があることを認める。
- （2）新居浜市と相手方は、本件事故に関し、前号に掲げる事項以外には、一切の債権

債務のないことを相互に確認する。